

# 手話って言葉

# 知ってる？



## 福崎町手話言語条例

令和6年10月1日施行



言語権の保障（手話で日常生活が送れること）と言語性の保障（手話は言語だと広く社会に浸透させること）を基本理念とし、言語である手話の保障はもちろん、手話はろう者とコミュニケーションを図る為に、聞こえる人にとっても必要な言語であることを社会に広く浸透させることで、すべての町民が安全・安心に暮らせるよう施策を進めていきます。



# 手話と出会える場所



～手話を学ぶことができる活動の一部を紹介します～

## 手話サークル福崎みんなの手

福崎町サルビア会館

毎週月曜日土曜日 9：30～11：30

お問い合わせ：福崎町社会福祉協議会

電話：0790-23-0300 Fax：0790-23-0322

## 神崎ろうあ協会

福崎町サルビア会館

毎週土曜日19：00～21：00

ご案内窓口：福崎町福祉課

電話：0790-22-0560 Fax：0790-22-5980

## 手話カフェ（神崎ろうあ協会）

福崎町文化センター

月1回 13：30～16：30

ご案内窓口：福崎町福祉課

電話：0790-22-0560 Fax：0790-22-5980

## 神崎郡手話奉仕員養成講座

入門編・基礎編の開催

お問い合わせ：福崎町福祉課

電話：0790-22-0560 Fax：0790-22-5980



←詳しくは、福崎町ホームページをご確認ください

